



令和6年度における完成用部品の指定申請への対応方針

# 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室

# 令和6年度における完成用部品の指定申請への対応方針

- 〇 令和6年度の完成用部品の指定申請に向けては、第63回補装具評価検討会(第 I 類)( R6.1.25)にて、議論いた だいたことを踏まえて、事務局において、以下のとおり方針を整理した。
- 〇 今後、事務局において、当方針に沿った具体的な対応を作成し、次年度の補装具評価検討会にて議論することとし たい。

番号	審査の段階	事 項	令和6年度の対応方針
1	①申請の受付	形式的な要件を具備していない 申請の取扱い	当該申請については、事務局において整理した上で、検討会に報告することとする。
2	①申請の受付	上記のうち、フィールドテストの要件である、3症例を満たすことができない理由として希少な症例に用いるとされているものの取扱い	なお、フィールドテストの要件を具備できないような希少症例に用いるものについては、 完成用部品ではなく、その部品を用いた補装 具自体を特例補装具として取扱うこととし、検
3	①申請の受付	過去に不合格となった申請が、内 容の更新、変更がないにもかかわ らず、再度、申請があった場合の 取扱い	討会に報告する。
4	①申請の受付	本来、告示価格により算定すべき ものが、完成用部品として申請さ れるものの取扱い	当該申請については、告示価格により算定するものとして、検討会に報告することとする。
5	②審査	外注品(※)の取扱い (※)事業者が、他の事業者等に製作要素にかかる採寸データ等を提供し、製作させるもの。	外注品については、原則として、継続申請を 含めて認めないこととする。 ただし、完成用部品と製作要素が一体となっ たもの(例. コスメチックグローブ)については、 例外的に認める。

番号	審査の段階	事 項	令和6年度の対応方針
6	②審査	フィールドテスト実試用日数90日間の要件における1日の使用時間が定められていないことの取扱い	事務局において、引き続き方針を検討する。
7	③価格の決定	申請者が補装具事業者でもある場合の申請の取扱い *P.3の(別添)を参照。	補装具事業者が完成用部品の申請者になっている場合には、自社で当該完成用部品を使用する場合の価格として、サプライヤーの利益及び流通経費を除いた価格についても申請させることとする。
8	③価格の決定	申請者がサプライヤーでもある場合の申請の取扱い *P.3の(別添)を参照。	申請者がサプライヤーでもある場合には、 メーカーの利益及び流通経費を除いた価格を 申請させることとする。
9	③価格の決定	類似する完成用部品にかかる利益 率が、申請事業者により異なること の取扱い	事務局において、引き続き方針を検討する。
10	③価格の決定	義肢の完成用部品について、加工 費が設定されていないことを踏ま え、加工費の算定にかかる取扱い	

# 申請者の違いに応じた価格算定の必要性

#### ※赤字囲みが完成用部品の申請者。



サプライヤー

2回分の流通経費、 メーカー及びサプライヤー の利益を含めた完成用部品 価格を設定。

補装具事業者

### 【申請者が事業者で、事業者が完成用部品を使用する場合】



〈令和6年度の対応方針〉

流通経費は不要、 サプライヤーの利益も不要 とした完成用部品価格の設 定が必要。

## 【申請者がサプライヤーの場合】



〈令和6年度の対応方針〉

1回分の流通経費と サプライヤーの利益を含め た完成用部品価格の設定 が必要。